

がんばる事業者応援クーポン券参加店募集要項

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内事業者を応援し、地域における消費を促進することを目的に、がんばる事業者応援クーポン券（以下「クーポン」という。）を発行する本事業において、クーポンに掲載する参加店を募集します。

1. 対象者

市内に店舗を有し、税の滞納が無く、新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けた事業者。

業種不問 150店舗（応募者多数の場合抽選）

ただし、以下の事業者は対象外です。

- 松原市暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

2. 補助内容

クーポン参加店は、クーポンに掲載する割引（○%割引・○円引き）あるいはサービス提供（○円相当）を個別に設定し、実際にクーポンの利用によって割引いた金額を、経費として1事業者上限10万円まで補助します。※上限を超える金額は事業者負担となります。

3. 申込方法

クーポン参加店として登録を希望される方は、「『がんばる事業者応援クーポン』参加店登録申込書兼誓約書」（別紙②）に必要事項を記入の上、令和2年（2020年）6月11日（木）までに電子申請（メール）で松原商工会議所（coupon@matsubara-cci.or.jp）へご提出ください。（電子申請が困難な場合は応相談）
※申込書は松原商工会議所ホームページからダウンロードできます。（<http://www.matsubara-cci.or.jp/>）

4. 募集期間と参加者決定

- 募集期間 令和2年6月1日（月）～6月11日（木）必着
 - 抽選日 令和2年6月12日（金）
- ※申込者には、6月15日（月）以降に当選・落選のお知らせをお送り致します。

5. 事業概要

- 補助金額 1事業者あたり上限10万円（150店舗）
- 補助対象者 市内事業者（業種不問）
- クーポン使用期間 令和2年8月1日（土）～9月22日（祝火）
- クーポン配付対象 7月下旬～8月上旬に松原市内全戸配布

6. 参加事業者の業務

- それぞれの事業者が設定した割引（○%割引・○円引き）やサービス内容（○円相当）と、使用可能期間は利用者に券面に記載の役務を提供してください。

7. 割引内容・使用条件の設定

- 割引内容は各事業者で自由に決めて頂けますが、表示スペースに限りがあるため簡潔にしてください。
(例：1,000円引き・15%割引・500円相当のプレゼント等) ※表示スペースは募集チラシをご参考下さい。
- 使用条件についても、クーポン使用期間内で、各事業者で自由に決めて下さい。
 - ①使用期間は、クーポン使用期間内（令和2年8月1日（土）～9月22日（祝火））で設定して下さい。
 - ②三密を避けるため、先着の条件は使用しないで下さい。

8. 換金請求手続

- 参加店は、主催者が指定する方法・場所を使用済みクーポンを持参により換金請求してください。
- 換金請求は、実施期間中の全期間分を一括でご請求ください。換金期限を過ぎての換金はできません。
※詳細については、参加店として登録後に交付します「参加店マニュアル」にてご確認ください。

9. クーポンの対象について

- 自店の業務において、支払金額の割引（○%割引・○円引き）あるいはサービス提供（○円相当と明記）を実施することが可能で、来店者数増加に寄与すると考えられるものであれば可。

※クーポンの利用による消費促進を狙いとしているため、クーポン利用時は「○円以上利用の場合に割引」することとし、クーポンによる割引と同額の商品や役務との交換はできないものとしてください。

【利用対象にならないもの】

- 換金性の高いもの（不動産、金融商品、ビール券、図書券、文具券、ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード等）、たばこ、その他当事業の趣旨から不相当と認められるもの。
- 自店商品の購買

10. 登録の取り消し等

主催者は、参加店がこの要項の各事項及び下記責務に違反、または当事業に相応しくないと事務局が判断するときは、換金の拒否、参加店舗登録の取り消しを行います。

<参加店の責務>

- 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと判別できる等の不正クーポンの受け取りは、参加店の責任となりますので十分注意してください。また、その種の事案が発生した場合は、速やかに主催者まで連絡してください。
- クーポンの交換・譲渡・及び売買を行うことはできません。
- 登録申込書には正確な情報を記載してください。
- ノボリ・ポスター等の周知用品を用い、事業の周知に努めてください。
- その他、主催者からの指示を遵守してください。

11. その他留意点

- クーポンで提供するサービスを食品のテイクアウトやデリバリーに関連したものとする場合、実施にあたり必要な許可等は事業者の責任において取得するとともに、食中毒防止に努めてください。営業許可等についてご不明な点がある場合は、藤井寺保健所にご確認ください。

お問い合わせ・申込書提出先
松原商工会議所
〒580-0043 松原市阿保1-2-30
TEL.(072)331-0291/FAX.(072)332-5720
E-mail : coupon@matsubara-cci.or.jp